

働き方改革 相談窓口のご案内

「働き方改革関連法」への対応は万全ですか？

兵庫働き方改革推進支援センターのアドバイザーが、事業主の方からの労務管理上のお悩みをお聞きし、アドバイスを行います。是非「働き方改革」相談窓口をご活用ください。

無料の
支援サービス
実施中

1 法改正への対応や現場の課題解決を応援します。

中小・小規模事業者に影響のある法改正

- パワハラ防止措置 (2022年4月施行)
- 改正育児・介護休業法 (2022年4月施行)
- 「建設事業」・「自動車運転業務」などで
時間外労働の上限規制 (2024年4月施行)
- 労働条件明示のルール変更 (2024年4月施行)
- 技能実習制度に代わる新制度の創設

下記のご相談等に対応します

- * ハラスメント対応に必要な対応策について助言が欲しい。
- * 法改正に伴う就業規則の見直しなどについて相談したい。
- * 残業時間の上限規制への対応について教えてほしい。
- * 効果的な採用や定着のための方策についてアドバイスがほしい。
- * 労働条件明示のルール変更について備えておくことは？
- * その他:外国人雇用の留意点や技能実習に代わる新制度についても相談に応じられます。

2 助成金の活用を応援します。

昨年拡充された「キャリアアップ助成金」は、正社員転換制度、多様な正社員制度(「短時間正社員」等)を設けた事業所に対しては、加算額が増額されています。生産性向上や労働時間の削減には、「業務改善助成金」「働き方改革推進支援助成金」などが活用できます。センターが実施している「訪問コンサルティング」をご利用ください。(詳細は裏面)

原則

開催日時

毎週火曜日 13:00~17:00
(年末年始・祝日除く)

※左記日程でご都合が悪く場合は、事業所へ出張相談もお受けいたします。下記問い合わせ先までご連絡ください。

対象

中小・小規模事業者

申込方法

お電話、もしくは裏面の予約申込書にて希望日時等をお知らせください。

開催場所

姫路商工会議所 1階事務局内

相談時間

1事業者1時間

その他

・事前予約制・秘密厳守・相談無料

原則、事前予約が必要です。但し、空き状況に応じて当日申込も受付いたします。

お問合せ先

姫路商工会議所 中小企業相談所

〒670-8505 兵庫県姫路市下寺町43

TEL:079-223-6557

FAX:079-222-6005

<https://www.himeji-cci.or.jp>

協力・連携

兵庫働き方改革推進支援センター

〒651-0085 兵庫県神戸市中央区八幡通3丁目2-51N 東洋ビル6F

TEL:0120-79-1149

FAX:078-515-6757

姫路商工会議所『働き方改革』相談窓口 予約申込書

ご記入いただいた個人情報は今回の『働き方改革』相談にのみ使用いたします。
下記にご記入のうえFAXでお申し込みください。

姫路商工会議所 中小企業相談所 (FAX079-222-6005)

事業所名		業種		従業員数	人
所在地	〒 ー	TEL			
		FAX			
相談者名		役職			
相談希望日時	月 日 (火曜日)	13:00～ 14:00～ 15:00～ 16:00～ <small>※ご希望の時間帯に○をつけてください。</small>	相談内容		

兵庫働き方改革推進支援センター(厚生労働省・兵庫労働局委託事業) 中小企業支援サービス(無料)をご利用ください

1 お気軽にお電話ください。

「働き方改革」関連法や「育児・介護休業法」など法改正への対応や求人・採用に向けた相談に応じます。

● 平日、9:00～17:00

☎ 0120-79-1149

2 専門家による訪問支援を行っています。

令和5年度 県内700社がフル活用。

専門家を企業に派遣し現場の課題解決にあたります。賃金規程の見直しなどの相談については、最大6回まで無理で利用できます。現場に則したアドバイスが好評です。

秘密厳守

原則6回まで無料
課題により最大6回まで利用可

3 社内研修に講師を無料で派遣します。

テーマ・内容について相談に応じます。上記フリーダイヤルにお電話ください。

兵庫働き方改革推進支援センター

■ TEL フリーダイヤル 0120-79-1149 ■ FAX 078-515-6757 ■ 住所 神戸市中央区八幡通3-2-5 IN東洋ビル6F